

保護者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大が続き、政府からは緊急事態宣言の1か月間延長が発令されました。5年次学生は5月25日から第Ⅱ期病院実務実習が開始されますが、院内感染予防の厳格化から、薬学実習生の受け入れを予定どおりに実施することができない実習施設も出てきております。このような状況から第Ⅱ期病院実務実習を当初の予定通り行うことが出来ない学生が相当数出てきております。

本学といたしましては、6年制薬学教育における臨床現場での実務実習の意義および重要性に鑑み、薬剤師国家試験受験資格の必修単位科目である薬学実務実習の実施を最優先に考えています。第Ⅱ期に予定されていた薬局または病院実習が出来なくなった学生に対しては、他の時期に振替実習を行えるよう責任をもって実習先の確保に尽力します。しかし、振替実習を確保した時期が、カリキュラム上その学生の「コース特別実習」の実習時期と重なる場合も出てきます。振替実習施設の確保の必要性は他学も同様であり、従来よりも時期と場所の選択余地は狭くなります。このような状況に弾力的に対応するために苦渋の決断ではありましたが、今年度は、必修単位科目ではありますが国家試験受験資格の要件ではない本学独自の「コース特別実習」の学外施設での実施は中止し、全員が学内で実施する「薬学研究コースA」の履修に振り替えることにいたしました。学生は4年次から配属され卒業研究を実施した研究室での活動を基本としながら、特別コースからの課題等も合わせて実施する予定です。さらには、6年次前期の「特別コース特論・演習」において、各特別コースの特長を存分に生かしたプログラムを確保するために鋭意準備を進めています。

第Ⅱ期薬学実務実習につきましては、関東一円の薬学生の学外実習を統括する組織である関東地区調整機構からの「第Ⅱ期以降の実務実習に関する基本方針」に則り、緊急事態宣言が解除され次第、可及的速やかに実務実習を開始する方針です。実習を見合わせるようになった学生に対しては、今後、振替実習を行う施設と実習期間を調整して参ります。

未だかつて誰も経験をしたことがない、予測が極めて難しい事態のため、今後さらなる変更の可能性も想定されますが、どのような事態となってもご息女・ご子息様の安全はもちろんのこと、学修上の不利が生じないことを第一に考えつつ、就職活動や薬剤師国家試験準備への影響も最小限に留めるべく、学修支援に最大限努めてまいります。保護者の皆様にも未曾有の事態であることをご理解いただき、引き続きご協力・ご支援を賜りますよう、よろしく願いいたします。

学長 越前宏俊
コース特別実習・演習委員会
学外実務実習委員会
実務実習支援課(jisshu@my-pharm.ac.jp)